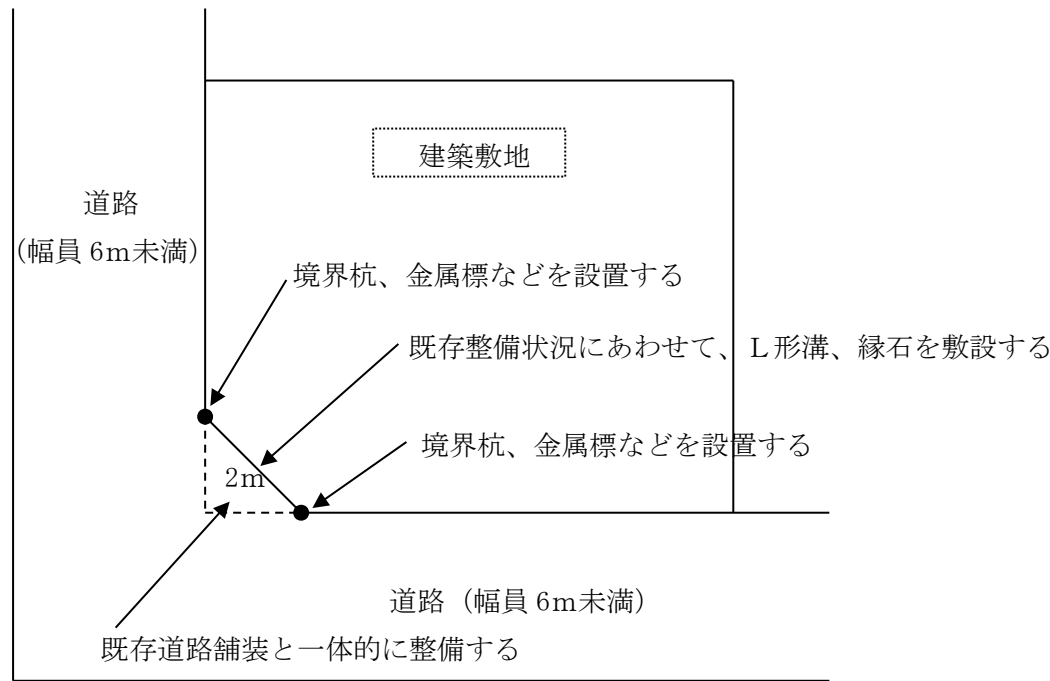


安全条例	隅切り
	安第2条第1項、法第53条第3項第二号

隅切り部分を建築敷地に含めない場合の角地緩和

隅切り部分を建築敷地に含めない場合の角地緩和の条件は以下の通りとする。

① 建築確認申請時までには下図のように整備すること。ただし、先行して工事することが不可能な場合等は、完了検査時までには整備すること。



- ② 隅切り整備後は、道路として一般の交通に供し、通行上支障ないようにすること。
- ③ 公道の場合は、隅切り整備（公道仕様）後に寄付すること。
- ④ 細街路整備助成対象の場合は、助成事業を活用して整備すること。
- ⑤ 隅切り整備後は、分筆して公衆用道路に地目変更すること。

技術的助言等	
参考資料等	